

令和2年第2回大和村議会臨時会会期日程

6月1日開会 会期1日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月1日	月	本会議	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>1 議席の指定</p> <p>2 会議録署名議員の指名</p> <p>3 会期の決定</p> <p>4 副議長の選挙</p> <p>5 常任委員の選任</p> <p>6 議会運営委員の選任</p> <p>7 大島地区衛生組合議会議員の選挙</p> <p>8 大島地区消防組合議会議員の選挙</p> <p>9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙</p> <p>10 大島農業共済事務組合議会議員の選挙</p> <p>11 同意第1号 大和村監査委員の選任について</p> <p>12 議案第26号 令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）請負変更契約の締結について</p> <p>13 議案第27号 令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）請負変更契約の締結について</p> <p>14 承認第13号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について</p> <p>15 議案第28号 大和村小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p>

第 2 回 大和村議会臨時会

第 1 日

令和 2 年 6 月 1 日 (月)

大 和 村 議 会

令和2年第2回大和村議会臨時会会議録

令和2年6月1日（月）
午後1時28分開会

1 議事日程

臨時議長紹介（議会事務局長）

開会の宣言

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

（追加日程）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 大島地区衛生組合議会議員の選挙

日程第8 大島地区消防組合議会議員の選挙

日程第9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙

日程第10 大島農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第11 同意第1号 大和村監査委員の選任について

日程第12 議案第26号 令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）請負
変更契約の締結について

日程第13 議案第27号 令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）請負
変更契約の締結について

日程第14 承認第13号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の
承認について

日程第15 議案第28号 大和村小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	民文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	藏正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院幼君	教育長	晨原弘久君
副村長	泉有智君	教委事務局長	福山茂君
総務課長	政村勇二君	企画観光課長	森永学君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	会計管理者 兼会計課長	大石松美君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早川理恵君	住民税務課長	吉原照悟君
大和の園園長	勝健一郎君		

開会 午後1時28分

-----○-----

○議会事務局長（大崎一也君）

皆さん、こんにちは。事務局長の大崎でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の奥田忠廣議員を御紹介いたします。奥田忠廣議員、どうぞ議長席のほうへお願いいたします。

○臨時議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました奥田忠廣でございます。

本日、招集されました令和2年第2回臨時議会の開会にあたり、地方自治法第107条の規定によって、臨時の議長の職務を行います。

議員各位の御協力により、無事に任務が果たせられますよう、どうぞよろしくお願いたします。

日程に入ります前に、村長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、議員の皆様方へ一言御挨拶をさせていただきます。

皆様方には、去る5月24日に行われました大和村議会議員選挙におきまして当選をされました8名の皆さま、改めて御当選おめでとうでございます。皆様方は、これまでの議員としての経験を多くの村民から評価を受け、そしてまた新しく当選をされました市田議員におかれましては、集落の思いをこれから大和村の振興に期待を寄せられた結果ではないかというふうに思っております。そういう中で、議会議員の皆様これまでの変わらぬ御指導と御協力をいただきながら、村政のためにお力添えをいただければ、大変有難いというふうに思うところでございます。

さて、今年は世界自然遺産登録を迎えようとする中で、飛躍の年になるのではないかと我々も期待をしている中でございましたが、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症によります全国的な自粛規制がありまして、日本経済に大きな影響を与えております。こういう中、経済回復はすぐすぐにはいかないと思いますが、私たちが一日も早い経済回復を願うところでもございます。

そういう中で、奄美におきましても、これをピンチをチャンスと捉え、私たちが
どういう体制が受け入れができるかということをお我々もしっかり基盤をつくってい
きたいというふうに思っているところでもございます。

さて、本村におきましては、皆さんが選挙公約で掲げてありました人口減少や高
齢化の時代を迎え、そしてまた雇用対策など、いろいろ課題は山積の中でございま
す。我々行政だけでなし得るものじゃございません。議会議員の皆様のお力添えを
いただき、そして議会の中での皆さんと議論を深めていくことが大和村の振興につ
ながっていくものだというふうに思っているところでもございます。これまでの議
会議員の皆様の実験を發揮していただいて、そしてまた皆さんとこれからも議論が
共に活発化していくことを、我々も微力ではございますけれども、職員一丸となって
取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも皆様の御指導と御協力を賜りま
すようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、大和村議会のますますの御発展と議会議員それぞれの皆
さんの御活躍を心から御祈念をいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。
これからもよろしく申し上げます。

○臨時議長（奥田忠廣君）

ただいまから、令和2年第2回大和村議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（奥田忠廣君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（奥田忠廣君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（奥田忠廣君）

ただいまの出席議員は8名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、市田実孝君、2番、前田清和君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、無記名でお願いをいたします。

[投票用紙 配付]

○臨時議長（奥田忠廣君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（奥田忠廣君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱 点検]

○臨時議長（奥田忠廣君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順に投票を願います。

○議会事務局長（大崎一也君）

それでは、名前をお呼びします。

1番 市 田 実 孝 議員。

2番 前 田 清 和 議員。

3番 重 信 安 男 議員。

5番 藏 正 議員。

6番 勝 山 浩 平 議員。

7番 民 文 忠 議員。

8番 宮 田 到 議員。

最後に、9番 奥 田 忠 廣 臨時議長。

○臨時議長（奥田忠廣君）

投票漏れはありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（奥田忠廣君）

なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、市田実孝君及び2番、前田清和君、開票立ち合いをお願いいたします。

[開 票]

○臨時議長（奥田忠廣君）

投票の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票数7票、無効投票数1票です。

有効投票のうち、勝山浩平君1票、奥田忠廣5票、藏正君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、私、奥田忠廣が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（奥田忠廣君）

議長の就任にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

村民の皆様には、議会に対し御理解と御協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。また、議員各位の御理解と御協力により、私は議長に就任しますが、もとより浅学非才であります。同時に、議決機関である長の責任は極めて重大であると、身の引き締まる思いであります。

本村を取り巻く環境は、日々変化しており、少子高齢化社会に対応した取り組みなる重要な政策課題が山積しており、私たち議会議員は村民の皆様から選ばれたことを肝に銘じ、多様化する村民ニーズの変化を的確に把握し執行部と連携しながら、村民ニーズに応じていくことは選ばれた議員の使命であります。村民にとって、より身近で開かれた議会を目指し、村民の期待に応える固い決意で村政発展のため、誠心誠意努めてまいります。

今後とも、議会執行部はもとより、村民の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任あいさつといたします。ありがとうございました。

-----○-----

日程第1 議席の指定

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、市田実孝君、2番、前田清和君を指名いたします。

-----○-----

日程第3 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第4 副議長の選挙

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、重信安男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました重信安男君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました重信安男君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました重信安男君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

○副議長（重信安男君）

皆さん、こんにちは。

一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位の推挙によりまして、副議長の職に就くことになりました。もとより浅学非才な私でございますが、議会経験豊富な奥田忠廣議長のもと、議会の発展と村民福祉の向上に向けて、皆さまの御期待に応えられますよう頑張っていきたいと思っております。

皆様方の御支援を今後ともよろしくお願い申し上げます、御挨拶といたします。

-----○-----

日程第5 常任委員の選任について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、市田実孝君、2番、前田清和君、3番、重信安男君、5番、藏正君、6番、勝山浩平君、7番、民文忠君、8番、宮田到君、9番、奥田忠廣、以上の8名を総務建設委員会委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会で互選することになっておりますが、午前中の全員協議会におきまして協議いたしましたので、報告いたします。

総務建設委員長に、2番、前田清和君、総務建設副委員長に、1番、市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、2番、前田清和君、3番、重信安男君、6番、勝山浩平君、8番、宮田到君、以上の4名を指名いたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会で互選することになっておりますが、午前中の全員協議会におきまして協議いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員長に、3番、重信安男君、議会運営副委員長に、2番、前田清和君が決定いたしました。

-----○-----

日程第7 大島地区衛生組合議会議員の選挙

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選に
したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定いたしました。
大島地区衛生組合議会議員に、9番、奥田忠廣を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名いたしました奥田忠廣を、大島地区衛生組合議会議員の当選
人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました奥田忠廣が、大島地区衛生組合議会議員
に当選されました。

-----○-----

日程第8 大島地区消防組合議会議員の選挙

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選に
したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大島地区消防組合議会議員に、2番、前田清和君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました前田清和君を、大島地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました前田清和君が、大島地区消防組合議会議員に当選されました。

-----○-----

日程第9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定いたしました。
奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に、1番、市田実孝君を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長が指名いたしました市田実孝君を、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしました市田実孝君が、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

-----○-----

日程第10 大島農業共済事務組合議会議員の選挙

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、大島農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大島農業共済事務組合議会議員に、8番、宮田到君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました宮田到君を、大島農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました宮田到君が、大島農業共済事務組合議会議員に当選されました。

-----○-----

日程第11 同意第1号 大和村監査委員の選任について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、同意第1号、大和村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

議会議員の中から選任されておりました監査委員の任期満了に伴い、新たに議会議員の中から、宮田到議員を選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めため御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

監査委員の選任について、内容を御説明申し上げます。

選任の同意を求めています委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村今里532番地2。氏名、宮田到。生年月日、昭和23年6月18日であります。

履歴の主な概要につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

御同意方、よろしく御願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま議題となっております大和村監査委員の選任については、人事案件につき、質疑・討論を省略いたします。

同意第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立同数であります。

よって、議長のほうで採決をいたします。

議長は賛成でございます。したがって、同意第1号、大和村監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第26号 令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）請負変更契約の締結について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第26号、令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）の請負変更契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）の請負変更契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（1工区）請負変更契約の締結について、内容の御説明を申し上げます。

まず、役場庁舎耐震改修工事（1工区）の変更契約の概要について申し上げます。役場庁舎における1階廊下部分の増築及びその廊下部分の増築に伴う地盤改良並び

に建設課側入り口のスロープの新設になります。

変更しようとする項目は契約金額でございまして、契約の金額は当初契約額1億7,600万円、変更契約後の額2億2,136万7,000円、増減額といたしまして4,536万7,000円の増額であります。

御審議方、よろしく願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第27号 令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）請負変更契約の締結について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第27号、令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）請負変更契約の締結につ

いて、提案の理由を申し上げます。

令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）の請負変更契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度施行大和村役場庁舎耐震改修工事（2工区）請負変更契約の締結について、内容の御説明を申し上げます。

役場庁舎耐震改修工事（2工区）の変更契約の概要につきましては、キュービクル高圧変電設備関係が幹線動力分電盤関係など、電気設備一式となります。

変更しようとする項目は、契約金額でございますが、契約の金額は当初契約額7,810万円、変更契約後の額といたしまして1億2,882万3,000円、増減額といたしまして5,072万3,000円の増額であります。

御審議方、よろしく御願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（勝山浩平君）

まず確認したいんですけども、この議場に除斥の対象となる議員はいませんか。

○議長（奥田忠廣君）

先ほど、除斥の対象になりませんよという書類を、皆様方にお見せしたと思いますので、私のほうでは除斥対象になる議員がいないと認識をしております。

○6番（勝山浩平君）

分かりました。

先ほど、宮田議員が私たちにお見せしてくれましたんですけども、東海建設の書類を見てくださいと宮田議員が持ってきております。まったく関係がないとは言いきれないんじゃないかなと感じています。確認をしたいのは、政治倫理条例に違反をしているということで、このベンチャー方式で組んでいる1社に指名停止を、3月、村当局が20日間ほど行っておりますが、それから1回目の5月28日の臨時議会でその業者がベンチャーで受注をしております。そのときは当然、辞職をされておりましたから、倫理条例に違反していることは全くありませんけれども、今回、5月22

日の金曜日に仮契約を行っておりますが、この仮契約を行うにあたって、村当局は倫理条例に違反しているかどうかの規範要素を、要件を独自に調べたら分かる内容のものもあります。車検証とか確定申告とか、株式を売買したのであれば、その納税とか、そういった調査を独自で行っておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

その仮契約を行った日付けに関しましては5月でございまして、その議員になる前の話でございまして、その時点では一般の民間人と同じ扱いというところで、違反はしないという考えでの仮契約となっております。

○6番（勝山浩平君）

本日、これが議決をされましたら本契約となりますが、本契約をする前に独自で調査を行うべきではありませんか。

○副村長（泉 有智君）

倫理審査会の行う項目等については、私どもとしては、聞いている話では株式が10%以下とかいう話を聞いていますけども、倫理審査会がどのような審査請求があつて、どのような審査内容をしたかというようなことも正確には認識しておりません。先ほどおっしゃいましたが、保険証ですか、そういうことについてもこちらが把握するべきものではないと思いますが、先ほどの株式のことだけで言えば、今回、指名願が出てきている段階で、その株式が以前、平成27年度までは既に19株、9.5%でした。その後、また最近出てきたものではゼロになっているということございまして、3月21日の仮契約の時点では10%以下ということだけは確認しているところであります。

○6番（勝山浩平君）

今日の決議の後に、これから本契約に入るんでしょうけれども、その段階の前に独自で調査を進めるべきじゃないかと。もし倫理条例、私たち議会が確かに作りましたけれども、これは倫理条例に違反しているとおっしゃった場合、その責任は当局にありますよ。それを回避するためにもできる調査はしっかりやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○副村長（泉 有智君）

それで、先ほど御説明しましたように、その株の部分については少なくとも確認しているということでございます。

○6番（勝山浩平君）

議会議員の倫理条例をもう一度御覧いただきたいんですけども、3項目あつて、

一つは株というのがあって、10%以上持つてはいけない。あとは、利益供与というのがあるんですよ。会社から利益供与を受けてはいけない。例えば、車を使ってはならない。年金とか保険とか払っていたら駄目というのがあります、そういったのを調べるべきではないですか、条例に基づいてですね。

○副村長（泉 有智君）

倫理条例違反かどうかは、倫理審査会が審査をするように条例でなっております。それで、私も確かに、その株の分については確認しておりますが、またそれが今、議員がおっしゃるように、それに基づいて倫理審査会が判断したことに基づいて、また村は再度すべきかということについては、そのような条例は規定されておられませんので、それを改めて倫理審査会に代わって我々がすべきかどうかということ、また我々としてはそのようには認識していないところであります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は可決されました。

-----○-----

日程第14 承認第13号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14、承認第13号、令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、歳入におきましては、国庫支出金の調整など、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1億7,359万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,276万4,000円にいたしました。

今回の補正は、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症対策における補正予算でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

7ページをお開きください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一つであります特別定額給付金給付事業費補助金として1億4,750万円を計上いたしました。

同じく、目2民生費国庫補助金は、臨時特別給付金給付費補助金として109万円を計上いたしました。

また、款17繰入金、項1基金繰入金においては、財政調整基金から2,500万円を繰り入れ、財源不足を補いました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目12地方創生臨時交付金事業においては、新型コロナウイルス感染拡大防止における消耗品などの需用費や、新型コロナウイルス感染拡大における影響を受けた観光宿泊等事業者への支援金や、その観光事業者への収入

減による臨時的作業従事による収入確保など、合計で2,536万9,000円を計上いたしました。

同じく、目13特別定額給付事業につきましては、村民1人に対し10万円の給付金を特別定額給付金として計上するほか、その事務費等を含め、合計で1億4,750万円を計上いたしました。

同じく、8ページでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費につきましては、子育て世代への臨時特別給付金及び需用費の合計といたしまして109万円を計上いたしました。

同じく、8ページでございます。

款13予備費におきましては、36万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（勝山浩平君）

コロナ支援策の専決ですけれども、私たち議会が4月28日付で、この本会議で決議をして、村長に19項目について要望書を出させてもらっておりますが、またその中で村民が村外で事業を営む会社に対しても助成金の独自支援策を含めてもらったことに関して本当に感謝いたしておりますが、私たちが要望した19項目について、今回、第1段の専決になっておりますけれども、何割ほど盛り込んでいただけたことができたか。

○総務課長（政村勇二君）

その19項目に関しましては、現在継続している事業等もございまして、今回、その19項目以外のもの、また国・県からの様々な支援、助成制度を含めた形で、また6月定例会のほうにも補正予算として計上する予定で、現在、交付金申請も行いながらの事業関係課による協議を進めている状況であります。

○6番（勝山浩平君）

その第2段の中で特に提案をしたいのが、やはり本村の国直で民宿を営んでいる方は、廃業を考えるほどの深刻な影響を受けている業者もおります。そういった中で、観光関連事業者への影響調査、宿、宿泊、飲食、体験プログラムがありますけれども、そういった細かなヒアリング調査を行政として行ってもらいたいというこ

とと、あと、村民が村外で店舗を構えて経営している事業体への店舗の助成、また学校が休校になりまして、特に学力、学習の低下、大変心配をしておりますが、小中学生の1人1台タブレット端末の早期整備、国のGIGAスクール構想で補助金も設けられておりますので、これも早期に導入を目指してもらいたい。また、大学生や専門学生、島外でアルバイトや学校に行けない大変厳しい状態が続いていますので、そこらへんの経済支援策を講じていただきたいということを強く提案させてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

勝山議員がおっしゃった項目につきましては、現在、教育委員会、また企画観光課とも調整をして事業推進する方向で国・県のほうへ事業要望している途中でございますので、その段階でまた6月のほうできっちりした形で予算的なものも上がってくるものと思います。

○6番（勝山浩平君）

もう1点、国の持続化給付金、上限100万円、個人事業主というのがありますけれども、本村の事業者で申請をして100万円をもらった事業者が何件いるか。また、国の条件に当てはまらずにもらえなかった事業者が何件いるのか。その当てはまらなかった事業者に対して、今日、地元の新聞紙に奄美市がやっている独自助成というのがありましたけれども、そういった支援策も講じていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画観光課長（森永 学君）

今現在、持続化給付金、どの事業者が既に受給が決定されたというような件数は把握はしておりません。ただし、その持続化給付金に関する問い合わせなど、こちらのほうでも対応しておりますし、商工会などにおいても資料作成など対応しております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（藏 正君）

今に関連してくるんですけども、勝山議員が最後に聞いていた、国が直接やっている持続化給付金の申請は、事業主が直接申請しなければならないということで、結構、事業主さん方にちょっと聞いてみたら、結構難しかったりするというのがあって、商工会の方にアドバイスをもらいながらやっていますということです。そのことについては、早急にどの分がそういった関連で、もしその手続きが難しく

て、もうやめたよという人がいたらいけないと思うんですよ。そのへんについての調査的なことは進めていくべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

こちらのほうでも聞き取りで、持続化給付金の申請は今やっているかどうかというものなどは聞いております。そして、今日の地元紙、私ちょっと南海日々新聞を見たんですが、大きく持続化給付金のサポート事業、丸々1枚使って奄美大島会場でも6月15日開設予定ということが出ております。そういったものも活用していただければと思います。

○5番（藏 正君）

奄美市が今日の新聞に載っていたように、50%未満の収益減の業者についての支援策を打ち出しましたが、本村ではその考えはないんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

50%未満、持続化給付金というのは1月から12月まで、いずれかの月が前年度につき50%以上減額すれば対象となります。今の時点で50%いってなくても、後で50%以上減少する可能性もありますので、そういったパーセンテージにおいて、こちらのほうで何かしら事業をやろうということは、今のところ考えておりません。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（藏 正君）

それは50%未満でもしないということになるから、今考えてないんですか。ちょっと質問を変えます。

奄美市のほうでちょっとこれは噂の話を聞いたんですけども、例えば観光業の方が県をまたいでの観光客というのは、そう簡単に増えないだろうという見立てがあるんですよ。そんな中で大島本島内のそういった観光事業を営んでいる方々に大島本島内の人たちが利用しやすいような環境をつくらうということで、何か支援策を今考え中だという話を聞きました。大和村単独でそれを考えても、大和村の事業者は少ないけども、大和村民も少ないということです。村単ではなかなか難しいと思うんですけど、そういった話が奄美市であるんだったら、奄美市と一緒にそういった構想を考えて、大島本島内のお客が大和にも回ってこられるような、奄美市と同じようにタイアップして補助体制というか、支援体制をとるようなことも考えていくべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

この前までは移動自粛とか外出自粛とか叫ばれておりました。今現在、鹿児島県内の移動は特に、大和村としてもいいんだらう。ただし、今の段階では県を越えるような移動はちょっとまだ自粛するほうがいいだろうというような考えであります。その中で大島本島内のそういった観光の、大島本島民が大和村の宿泊施設など使っていくような支援が、奄美市など、ほかの市町村さんと共同でできるのであれば、そういったものには協力していきたいと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから承認第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。

したがって、承認第13号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第28号 大和村小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議案第28号、大和村小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由

を申し上げます。

大和村小規模保育事業所条例の改正は、小規模保育事業所の移転に伴い、御提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

現在、大金久72番地に設置しております小規模保育事業所、まほろば保育園につきまして、湯湾釜分校への移転を予定していることに伴い、住所、湯湾釜184番地に改めようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

湯湾釜分校は、廃校手続きとか、そういった手続き関係はもう既に終わっていると考えてよろしいですか。

○教委事務局長（福山 茂君）

湯湾釜分校につきましては、休校中でございます。休校中の施設につきましても、転用する事も可能でございますので、文科省の方へ手続を行っております。

○6番（勝山浩平君）

ゼロ歳児保育湯湾釜につきまして、給食を提供されていることで大変期待をしておりますが、利用している保護者の皆様、ゼロ歳児保育に限らず、各保育所、保護者の皆様が意見交換の場をもってもらいたいという声が多いです。私たち議会に対してもありましたし、本村の保育行政をさらに充実させるためにも、定期的にそういった保護者の声を聞く場を設けていただいて、より充実した保育体制ができるように取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

意見交換の場の設定という前に、なかなか面と向かって顔見知りの間で、意見を率直に言いにくいという声もございますので、まず第1弾としまして、保護者に対する無記名のアンケートを予定しております。それを協議の上で、意見交換をもう

けるかどうかというステップに進んでいきたいというふうに考えています。

○6番（勝山浩平君）

大金久の移転後の住宅、以前、定住促進住宅で利用していたらという話もあったと思うんですけども、住宅確保の推進のため、ぜひ早めに整備をしていただきたいと思っているんですが、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

移転した後に、まずその現状がどういった状態になっているのか、その後、またどういった方向性で住宅を利用できるのか、改修できそうなものとかも計画を立てながら対応していければというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は可決されました。

-----○-----

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（奥田忠廣君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中

の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和2年第2回大和村議会臨時会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会 午後2時29分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会臨時議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 市 田 実 孝

大和村議会議員 前 田 清 和